

諮 問 書

桂川町自治基本条例は、「桂川町自治基本条例みんなで考える委員会（平成24年6月28日設置）」に、自治基本条例に関する調査、研究および内容の検討をお願いし、翌平成25年6月27日に「桂川町自治基本条例に関する提言書」として提出していただきました。

その後、パブリックコメントを実施するとともに行政内部における検討、用語の調整等を行ったうえで、同年12月定例町議会に提案しました。

これを受けて、議会内に「桂川町自治基本条例制定に関する調査特別委員会」が設置され、調査審議を経て、翌平成26年9月定例町議会において条例案の一部修正のうえで可決、その後、事務的な手続きを行い、平成27年4月1日の施行に至りました。

このように多くの方のご尽力により制定に至った自治基本条例は、住民自治の基本となる理念や原則、方策等を明らかにするための礎となる条例であります。本条例の趣旨に則り、町づくりを推進していくためには多くの課題が残されています。課題に対して真摯に向き合い、現状を直視し、文化の薫り高い心豊かで活力ある桂川町を築いていくことが私たちの課せられた責務であると認識しています。

自治基本条例推進委員会は、条例第38条第1項の規定に基づき「条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るため」に設置されたものです。また、第2項において「条例の運用及び見直し」「自治の推進に関する重要事項」について調査審議することと規定しています。

よって、桂川町自治基本条例の円滑な運用及び推進状況等について、調査審議いただきますよう諮問いたします。

平成27年7月23日

桂川町長 井 上 利 一